

# 広島空港周辺整備問題を考える会

福山市昭和町1番13号

TEL 084-923-1817

084-955-5357

NO. 4

2003年11月30日

## ニュース



税金のむだ使いを許すまい！ 黒い金の流れを明らかにしよう！

疑惑第2 チャペル等訴訟  
の第3回口頭弁論  
開かれる

裁判長に「県の答弁書のどこが一番のポイントなのか」と聞かれて

### 被告側・県の職員しどろもどろの答弁

10月16日16時50分より、広島地方裁判所で、フォレストヒルズガーデン問題第2疑惑についての審理がおこなわれました。

「株式会社エアポートホテルとの管理運営委託契約は地方自治法違反」というのがわたし達の主張です。それに対しての被告、県の答弁書（反論）について、裁判長が「答弁書の、どこが一番の眼目か？」と質問。

答えた県の職員は「県もコンベンション（会議）施設を必要としていた。そこへHAVが第2ホテルを作る必要があり、事業化の資金確保がむずかしいために、県も空港周辺の活性化促進が必要であったために、これが根っこにあって、HAVも県も民間事業の計画を立てた。その一環としてガーデンの整備をしたつもりなんです。」と、しきりに「空港周辺の活性化促進」を口にし、反論にならない。

裁判長も、「エアポートホテルは地方自治法上、県の財産を直接管理することはできない。そこで県はHAVを抜け道として利用した。」というわたしたちの主張に、きちんと反論するように、と言って、次回まで反論の文書を出すことを約束させました。



コンベンションをどこですのしょう？このボールルーム？どうみてもここは大宴会場です。

### キリスト教式結婚式はキリスト教団の布教方針

### 行政が宗教活動に協力することは許されない

県は、答弁書で、ハーモニックホールについて、

- ・ コンベンション機能を持たせるために（つまり会議場として）作った。
- ・ キリスト教式結婚式にも使えるが、一般人が見て、宗教活動と思うとはいえない。

という反論をしています。

しかし、木山弁護士によれば、「エアポートホテルはキリスト教団に式次第などを囑託した」ということで、単なるファッションや流行ではないことを示唆。キリスト教宣教師が日本全体に広めたという論文もあるので今回はそれを提出したいとのべました。

参考に傍聴人には、キリスト教ブライダル宣教師による「本物の教会でしか感じられないものがシャロンゴスペルチャーチには存在します。」と題して、「結婚には人間の力を超えた神の摂理が働いているという信仰に基づいて結婚式が行なわれる」というホームページのコピーが配られました。（右はその一部）



ハーモニックホールでコンベンションを？いえいえ、ここには机もボードも無い。

木山弁護士は証人として広島エアポートホテルの支配人、HAVの元職員、県の職員など5、6人を喚問する事を予定していると述べて、この日の審理は終わりました。

来年には注目の証人の証言が聞けそうです。

### 傍聴者の感想

「空港周辺のにぎわいをつくる」、そんな理由でわたしたちの税金を使われたなんて、納得できません。福祉や医療、教育での立遅れをほっといて。フォレストヒルズの利用者もあまり多くないようだし、となるとこの支出のつけは、また、わたしたちが負うんですね。許せないことです。

### 第3疑惑 家具等訴訟 の裁判始まる

## 不可解な契約 無駄な家具・装飾品



フォレストで豪華な皮張りの椅子(191,779円)に座り、装飾品に囲まれて...これは許せない無駄使いだという表情の土屋ともりさん

10月28日、初めての家具等訴訟の裁判において、フォレストヒルズガーデンにおける家具などの備品について、土屋ともりさんと信野多美恵さんが意見陳述をおこないました。

#### 土屋ともりさんの意見陳述(要旨)

豪華な家具や備品を購入するにあたって、なぜ、県は、HAV(県が出資している第3セクター)の意見を聞いた上で、自主的に購入する備品を決定し、競争入札することができなかったのでしょうか。また、管理委託費という名目で高額な金額(1億4千3百万円)をHAVに支払うのも、県民に損害を与えるものではないでしょうか。名目は管理委託費でも、実質は備品の代金を県が分割で払っていることとなります。これでは、民間が「公に供する」という理由さえ付ければ何でも県が代金を支払うことになってしまうのではないのでしょうか。このような不可解な契約を、わたし達の税金を湯水のように使う事は、不法な行為だと思います。

#### 信野多美恵さんの意見陳述(要旨)

藤田知事は「さほど豪華な家具とは思わない」と言われてますが、1個170万もするシャンデリアや740万もするカーペットなどが豪華でないのでしょうか。40~50万もするソファやテーブル、とても小さいのに8万円ちかくもするテーブルや椅子、過剰な装飾品、絵画などを見ると、驚きというより怒りを覚えます。

「地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要最小限度を超えて、これを支出してはならない」と地方財政法4条に定められています。県財政も県民のくらしも非常に厳しいなかでこのような無駄使いは許されません。

なぜ、県内の府中などの家具業者に発注しなかったのか。輸入代だけでも2千万を超える無駄です。長引く不況で困っている中小の業者への応援をするべきではありませんか。

見学した人が一様に税金の無駄使いとしか感じないような家具類が、必要か、厳正な裁判をお願いします。

170万もするシャンデリア

万円もの装飾品でがざられている。装飾品が一杯のロージの中。200



### やはり佐久石は不当に高く買われていた

つづいて佐久石等訴訟についての審理が行なわれました。

木山弁護士は佐久石に変更決定の内容、変更の意思決定した人物を次回までに明らかにするよう要求しました。木山弁護士は佐久石の産地、長野県まで調査に行き、1枚千円で1万枚、計1千万円の石を、県は2千万円で買った事実をつきとめているそうです。

#### 傍聴参加者の声

土屋さんや信野さんの意見陳述はこれまでわたし達みんなが言ってきた事。裁判官には初めての言葉かもしれないが、フォレストヒルズへ実際に行って庶民の目で見てほしい。(自営業、女性)

#### 裁判傍聴のお知らせ

第2訴訟(チャペル等)第4回目審理

12月5日(金)15:20~

車に乗り合わせて12時出発。フォレストヒルズガーデンで昼食を食べるのでお弁当持参。

第1(佐久石等)第3回目審理、

第3訴訟(家具等)第2回目審理

12月16日(火)10:15~

車に乗り合わせて7時45分出発。昼食はフォレストでお弁当。

どちらもイズミ(you me タウン)裏の公園出発。

参加申し込みは 928-1817(中川)へ。